

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【公表番号】特表2009-543804(P2009-543804A)

【公表日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-049

【出願番号】特願2009-519689(P2009-519689)

【国際特許分類】

C 07 D 491/044	(2006.01)
A 61 P 19/02	(2006.01)
A 61 P 29/00	(2006.01)
A 61 P 11/06	(2006.01)
A 61 P 11/02	(2006.01)
A 61 P 11/00	(2006.01)
A 61 P 1/04	(2006.01)
A 61 K 31/4353	(2006.01)

【F I】

C 07 D 491/044	C S P
A 61 P 19/02	
A 61 P 29/00	1 0 1
A 61 P 11/06	
A 61 P 11/02	
A 61 P 11/00	
A 61 P 1/04	
A 61 K 31/4353	

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月9日(2010.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(E)-N-{3-[1-(8-クロロ-11H-10-オキサ-1-アザ-ジベンゾ[*a*,*d*]シクロヘプテン-5-イリデン)-プロピル]-フェニル}-メタンスルホンアミド、またはその薬理学的に許容できる塩である化合物。

【請求項2】

(E)-N-{3-[1-(8-クロロ-11H-10-オキサ-1-アザ-ジベンゾ[*a*,*d*]シクロヘプテン-5-イリデン)-プロピル]-フェニル}-メタンスルホンアミドである、請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

(E)-N-{3-[1-(8-クロロ-11H-10-オキサ-1-アザ-ジベンゾ[*a*,*d*]シクロヘプテン-5-イリデン)-プロピル]-フェニル}-メタンスルホンアミド・HB_r、(E)-N-{3-[1-(8-クロロ-11H-10-オキサ-1-アザ-ジベンゾ[*a*,*d*]シクロヘプテン-5-イリデン)-プロピル]-フェニル}-メタンスルホンアミド・HC₁、または(E)-N-{3-[1-(8-クロロ-11H-10-オキサ-1-アザ-ジベンゾ[*a*,*d*]シクロヘプテン-5-イリデン)-プロピル]-

ピル] - フェニル} - メタンスルホンアミド・H₂SO₄(2:1)である、請求項1に記載の塩。

【請求項4】

関節リウマチ、変形性関節症、リウマチ熱、ぜんそく、アレルギー性鼻炎、全身性エリテマトーデス、慢性閉塞性肺疾患、クローン病、炎症性腸疾患、もしくは潰瘍性大腸炎の治療のための医薬の製造のための、請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の化合物または塩の使用。

【請求項5】

関節リウマチの治療のための請求項4に記載の使用。

【請求項6】

1つ以上の薬理学的に許容できる担体、賦形剤、もしくは希釈剤と組合せて請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の化合物または塩を含む、医薬組成物。

【請求項7】

1つ以上の薬理学的に許容できる担体、賦形剤、もしくは希釈剤と組合せて請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の化合物または塩を含む、関節リウマチの治療用の医薬組成物。

【請求項8】

治療用の請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の化合物または塩。

【請求項9】

関節リウマチの治療における使用のための請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の化合物または塩。